

1. 療育手帳について

(1) 障がいの程度はひとりひとりちがいます

療育手帳には

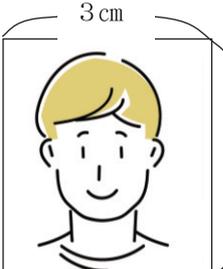
軽度「B2」(ピーツー)
 中度「B1」(ピーワン)
 重度「A」(エー)

の3つがあります

療育手帳の等級<程度>によって利用できる制度にちがいがあります。

療育手帳
 第123456号
 令和7年5月1日交付

3 cm
 4 cm



航空割引
 本人
 大阪市

氏名 大阪 一郎
 平成17年4月10日生

大阪市 印

-1-

本人

現住所
 〒530-8201 (性別:男)
 大阪市北区中之島1丁目3番20号

現住所 〒 -

現住所 〒 -

-2-

保護者

氏名	続柄	電話
大阪 太郎	父	

住所
 大阪市北区中之島1丁目1番1号

-3-

判定の記録

障がいの程度 (総合判定)	身体障がい	
B ₂	該当なし	
	判定年月日	令和7年5月1日
	次の判定年月	令和12年4月
	判定機関	大阪市立心身障がい者 リハビリテーションセンター

-4-

(2) 療育手帳の取得（または更新）手続きの流れ

区役所の保健福祉課で療育手帳の申し込みをします。
面接を受けます。



心身障がい者リハビリテーションセンター
相談課（“はーとふる”ぷらざ）で面接と判定をします。

※ 更新の人は“はーとふる”ぷらざの面接と判定がないこともあります。



区役所からおしらせのお手紙がとどきます。



区役所の保健福祉課で療育手帳を受け取ります。

◆ おしらせがうちに届くまで判定してから
1か月くらいかかります。

◆ 療育手帳には自分の顔写真を貼ります。
まだ区役所の人に写真を渡していない人は
療育手帳を受け取るときに渡してください。



◆ 18歳までの人はこども相談センターで判定します。
くわしくは区役所の保健福祉課で聞いてください。



(3) こんなときは ^{くやくしょ} 区役所の ^{ほけんふくしか} 保健福祉課に ^い 行ってください

^{さいはんてい} ^{こうしん} ^{もう}
再判定（更新）の 申し込み

^{てちょう} 手帳には ^{つぎ} 次に ^{はんてい} 判定を ^う 受ける ^{とし} 年と ^{つき} 月が ^き 決められています。
^{こうしん} 更新の ^{もう} 申し込みをしてください。

^{りょういくてちょう} ^か ^か
療育手帳に 書いてあることが 変わったとき

^{じゅうしょ} 住所や ^{なまえ} 名前 ^{ほごしゃ} 保護者などが ^か 変わったときは ^{とど} ^で 届け出てください。

^な ^{やぶ}
無くしたり 破れてしまったり したとき

^な 無くしたときや ^{やぶ} 破れて ^{つか} 使えなくなったときには
^{あた} 新 ^{あたら} しい ^{てちょう} 手帳を ^{つく} 作る ^{とど} ^で ので 届け出てください。

いらなくなったとき

いらなくなったときには ^{てちょう} 手帳を ^{かえ} 返してください。